

## 埼玉県議会令和6年9月定例会付議予定議案件名表

## 【議案】

## 予算

案件名	概要
1 令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）	補正前 2, 119, 744, 000千円 補正額 5, 011, 562千円 補正後 2, 124, 755, 562千円 対当初比 100. 2%

# 条例

案件名	概要						
<p>1 <b>新</b> 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例</p> <p style="text-align: right;">【環境部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の制定に伴い、特定再生資源屋外保管業の許可申請等に係る手数料の額等を定めるための条例の制定</p> <p>2 内 容 (1) 特定再生資源屋外保管業の許可申請等に係る手数料を規定</p> <table border="1" data-bbox="848 467 1406 576"> <tr> <td>新規の許可</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>許可の更新</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>変更の許可</td> <td>46,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 手数料の減免等を規定</p> <p>3 施行期日 令和7年1月1日</p>	新規の許可	55,000円	許可の更新	49,000円	変更の許可	46,000円
新規の許可	55,000円						
許可の更新	49,000円						
変更の許可	46,000円						
<p>2 埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>1 趣 旨 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正を踏まえ、条例で定める救護施設及び更生施設に係る運営に関する基準を改定するための改正</p> <p>2 内 容 救護施設及び更生施設において、入所者に対する個別支援計画の作成を義務化する</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>						

案件名	概要																		
<p>3 埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する 条例</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>1 趣 旨 児童相談所の所管人口の平準化を図り、児童虐待に一層迅速かつきめ細かに対応するため、新たに埼玉県朝霞児童相談所を設置し、埼玉県川越児童相談所及び埼玉県所沢児童相談所の所管区域を変更するための改正</p> <p>2 内 容 朝霞市に埼玉県朝霞児童相談所を設置し、所管区域を朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町とするとともに、日高市を埼玉県川越児童相談所の所管区域から埼玉県所沢児童相談所の所管区域に変更する</p> <table border="1" data-bbox="824 466 1939 959"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>埼玉県川越児童相談所</th> <th>埼玉県所沢児童相談所</th> <th>埼玉県朝霞児童相談所</th> <th>埼玉県川越児童相談所</th> <th>埼玉県所沢児童相談所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>所管区域</th> <td>川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村</td> <td>所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市</td> <td>朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町</td> <td>川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村</td> <td>所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>		現行		改正後			名称	埼玉県川越児童相談所	埼玉県所沢児童相談所	埼玉県朝霞児童相談所	埼玉県川越児童相談所	埼玉県所沢児童相談所	所管区域	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
	現行		改正後																
名称	埼玉県川越児童相談所	埼玉県所沢児童相談所	埼玉県朝霞児童相談所	埼玉県川越児童相談所	埼玉県所沢児童相談所														
所管区域	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市														
<p>4 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する 条例</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>1 趣 旨 医師育成奨学金の貸与制度について、国の財源を活用したより安定的な制度運営を図るとともに、奨学金の貸与を受けた者が制度から離脱することを防止するため、貸与する奨学金に利息を付すための改正</p> <p>2 内 容 奨学金の貸与を受けた日の翌日から最後に貸与を受けた日までの日数に応じ、奨学金の貸与の額に年10%の割合を乗じて得た額の利息を新たに設定する</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>																		

案件名	概要						
<p>5 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>1 趣 旨 水道法施行令等の一部改正を踏まえ、専用水道に係る水道技術管理者の資格を改正するための改正</p> <p>2 内 容 水道技術管理者の資格要件の見直し (例) 一級土木施工管理技術検定合格者を追加する</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>						
<p>6 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>1 趣 旨 建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 引用する根拠条項の改正 (例)</p> <table border="1" data-bbox="815 778 1630 852"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完了検査手数料</td> <td>第18条第16項</td> <td>第18条第20項</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日</p>	手数料の名称	現行	改正後	完了検査手数料	第18条第16項	第18条第20項
手数料の名称	現行	改正後					
完了検査手数料	第18条第16項	第18条第20項					

案件名	概要
<p>7 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企業局】</p>	<p>1 趣 旨 水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 布設工事監督者の資格要件の見直し (例) 機械工学科や電気工学科の課程を修めた者、一級土木施工管理技術検定合格者を追加する</p> <p>(2) 水道技術管理者の資格要件の見直し (例) 一級土木施工管理技術検定合格者を追加する</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>

## 工事請負契約の締結

案件名	概要
<p>1 工事請負契約の変更契約の締結について（23朝霞児童相談所（仮称）新築工事）</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>23朝霞児童相談所（仮称）新築工事の請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金 額 （変更前）1,430,000,000円 （変更後）1,529,339,900円</p> <p>2 履 行 期 限 （変更前）令和7年1月31日 （変更後）令和7年2月28日</p> <p>3 相 手 方 株式会社佐伯工務店（埼玉県さいたま市） 中島建工株式会社（埼玉県さいたま市） 協同建設株式会社（埼玉県志木市）</p>
<p>2 工事請負契約の締結について（（仮称）川口北警察署庁舎新築工事）</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>（仮称）川口北警察署庁舎新築工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金 額 2,211,000,000円</p> <p>2 履 行 期 限 令和9年1月31日</p> <p>3 相 手 方 三ツ和総合建設業協同組合（埼玉県さいたま市）</p> <p>4 契 約 方 法 総合評価方式一般競争入札</p> <p>5 予 定 価 格 2,213,200,000円（落札率99.90%）</p>

案件名	概要
<p>3 工事請負契約の締結について((仮称)川口北警察署庁舎新築電気設備工事)</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>(仮称)川口北警察署庁舎新築電気設備工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金 額 795,300,000円</p> <p>2 履 行 期 限 令和9年1月31日</p> <p>3 相 手 方 株式会社沼尻電気工事(埼玉県深谷市)</p> <p>4 契 約 方 法 総合評価方式一般競争入札</p> <p>5 予 定 価 格 845,350,000円(落札率94.08%)</p>
<p>4 工事請負契約の締結について((仮称)川口北警察署庁舎新築空調設備工事)</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>(仮称)川口北警察署庁舎新築空調設備工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金 額 473,000,000円</p> <p>2 履 行 期 限 令和9年1月31日</p> <p>3 相 手 方 株式会社サイエイヤマト(埼玉県さいたま市)</p> <p>4 契 約 方 法 総合評価方式一般競争入札</p> <p>5 予 定 価 格 526,790,000円(落札率89.79%)</p>

## 事件議決

案件名	概要
<p>1 令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について</p> <p style="text-align: right;">【会計管理者】</p>	<p>令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定を求めるもの</p>
<p>2 令和5年度埼玉県公営企業会計決算の認定について</p> <p style="text-align: right;">【福祉部・企業局・下水道局】</p>	<p>令和5年度埼玉県公営企業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定を求めるもの</p>



## 【報告】

### 地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
<p>1 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>建築基準法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和6年8月23日</p> <p>2 専決処分理由 建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 規定の整備</p> <p>4 施行期日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日</p>

## 行政報告書

案件名	概要
行政報告書  【企画財政部】	令和5年度における主要な施策の成果の概要について、地方自治法第233条第5項の規定に基づき議会に提出するもの

## 内部統制評価報告書

案件名	概要
内部統制評価報告書  【総務部】	令和5年度における内部統制評価報告書について、地方自治法第150条第6項の規定に基づき議会に提出するもの

## 継続費精算報告

案件名	概要
<p>1 令和5年度埼玉県一般会計継続費精算報告書</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>令和5年度に継続年度が終了した埼玉県一般会計継続費について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p>
<p>2 令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計継続費精算報告書</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>令和5年度に継続年度が終了した埼玉県県営住宅事業特別会計継続費について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p>
<p>3 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計継続費精算報告書</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>令和5年度に継続年度が終了した埼玉県工業用水道事業会計継続費について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p>

案件名	概要
<p>4 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計継続費精算報告書</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>令和5年度に継続年度が終了した埼玉県水道用水供給事業会計継続費について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p>
<p>5 令和5年度埼玉県地域整備事業会計継続費精算報告書</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>令和5年度に継続年度が終了した埼玉県地域整備事業会計継続費について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p>

## 基金の運用状況報告

案件名	概要
基金の運用状況報告  【企画財政部】	埼玉県土地開発基金及び埼玉県美術作品取得基金における令和5年度の運用状況を示す書類について、地方自治法第241条第5項の規定に基づき議会に提出するもの

## 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告

法人名	概要
1 埼玉県立大学 (H22.4.1設立)  【保健医療部】	代表者 理事長 田中 滋 資本金 24,534,299千円 県出資金 24,534,299千円 (100.0%)
2 埼玉県立病院機構 (R3.4.1設立)  【保健医療部】	代表者 理事長 岩中 督 資本金 17,789,630千円 県出資金 17,789,630千円 (100.0%)
3 埼玉新都市交通株式会社 (S55.4.1設立)  【企画財政部】	代表者 代表取締役社長 唐澤 朝徳 資本金 2,000,000千円 県出資金 700,000千円 (35.0%)
4 株式会社秩父開発機構 (S62.12.1設立)  【企画財政部】	代表者 代表取締役社長 山口 民弥 資本金 480,000千円 県出資金 123,000千円 (25.6%)
5 埼玉高速鉄道株式会社 (H4.3.25設立)  【企画財政部】	代表者 代表取締役社長 平野 邦彦 資本金 100,000千円 県出資金 49,300千円 (49.3%)

## 地方独立行政法人の業務実績評価報告

案件名	概要
<p>1 地方独立行政法人の業務実績に関する評価報告 (埼玉県立病院機構)</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>令和5年度に係る業務実績について、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき議会に報告するもの</p>
<p>2 地方独立行政法人の業務実績に関する評価報告 (埼玉県立大学)</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>令和5年度に係る業務実績について、地方独立行政法人法附則第3条第3項の規定に基づき議会に報告するもの</p>



## 健全化判断比率等報告

案件名	概要
健全化判断比率等報告  【企画財政部】	令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき議会に報告するもの

## 私債権の放棄に関する報告

案件名	概要
私債権の放棄に関する報告  【企画財政部】	令和5年度に放棄した私債権について、埼玉県債権の適正な管理に関する条例第8条の規定に基づき議会に報告するもの

## 施策の実施状況報告

案件名	概要
<p>1 観光づくりに関する施策の実施状況報告 【産業労働部】</p>	<p>令和5年度における観光づくりに関して講じた施策について、埼玉県観光づくり推進条例第16条第5項の規定に基づき議会に報告するもの</p>
<p>2 農林水産業の振興に関する施策の実施状況報告 【農林部】</p>	<p>令和5年度における農林水産業の振興に関して講じた施策について、埼玉県農林水産業振興条例第7条第4項の規定に基づき議会に報告するもの</p>